

第4期第2回 横浜市市民協働推進委員会 会議録	
日 時	令和元年9月25日（水）午後6時00分から8時47分まで
開催場所	市民活動支援センターセミナールーム2
出席者	中島智人委員長、池田誠司委員、坂倉杏介委員、鈴木伸治委員、林重克委員、 治田友香委員、松岡美子委員、森祐美子委員
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者3人）
議 題	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 横浜市市民活動支援センター事業の中間報告について イ 《諮問》市民協働条例施行状況の振り返りについて ウ よこはま夢ファンド登録団体の抹消について エ よこはま夢ファンド助成金交付審査結果について <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市民協働推進センター運営事業委託の事業者選定について イ よこはま夢ファンド登録団体助成金の増額または減額する金額の設定方法について ウ よこはま夢ファンド登録団体の決定について エ 平成30年度横浜市市民協働条例に基づく市民協働の取組状況報告書について <p>その他</p>
議 事	<p>1 開会</p> <p>（中島委員長）では、定刻になりましたので、これから始めたいと思います。皆様、ご多忙のところお集まりくださり、ありがとうございます。これより、第4期第2回横浜市市民協働推進委員会を開会いたします。本日の出席状況ですが、現時点で7人の出席で過半数の出席がありますので、市民協働条例施行規則第8条第2項の規定による充足数を満たしており、委員会が成立していることを確認いたします。</p> <p>それでは、お手元の次第に従いまして議事を進行してまいります。なお、鈴木委員は少し遅れてこちらに来られるということですので、ご了承ください。</p> <p>では初めに、前回の会議録を確認いたします。事務局から報告をお願いいたします。</p> <p>（事務局）では、お手元の会議録をご覧ください。第4期第1回横浜市市民協働推進委員会会議録です。日時は令和元年7月2日火曜日、6時から9時11分まで開催しました。出席者が8名、欠席者はなし、開催形態は公開で行っております。議題及び議事につきましては、事前にご確認いただいておりますので、ご説明を割愛させていただきます。ご説明は以上です。</p> <p>（中島委員長）ありがとうございます。ただいま報告いただきました会議録ですが、何かご質問・ご意見等ありますでしょうか。</p>

(異議なし)

(中島委員長)では、これでよろしければ、前回の会議録についてはご確認いただいたということにさせていただきます。

2 議題

(1) 審議事項

ア 横浜市市民活動支援センター事業の中間報告について

(中島委員長)では、審議事項から始めたいと思います。審議事項のアです。令和元年度横浜市市民活動支援センター事業の中間報告について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)では、資料1-1からご覧ください。1の趣旨にありますように、市民活動支援センター事業は、事業実施団体の育成や当該事業の推進につなげるため、団体自身が実施事業を振り返り、質疑応答という形で意見交換を行うことで、より事業を充実させるために中間報告を実施しております。これまで中間報告は市民活動支援センター部会で実施してまいりましたが、本年度はセンター部会が休会となっているため、本推進委員会で実施いたします。

今回、中間報告を実施する事業は、2の概要にありますように、特定非営利活動法人アクションポート横浜の「地域の若手職員のキャリアを考え、みんなで育つネットワークづくり」です。本事業は、平成30年度から実施している3カ年事業で、本年度は最終年度となっています。進め方は、団体からの報告を10分、その後、質疑応答を10分という形で行います。時間管理は事務局で行います。説明資料は資料1-2、1-3、またパワーポイントとなっています。ご説明は以上です。

(中島委員長)ありがとうございます。確認ですが、今日、我々はこの発表をお伺いして、フィードバック等は特にないということですね。

(事務局)そのとおりです。

(中島委員長)では、今日は伺うだけということですので、よろしく願いいたします。

では、事業実施団体の方に説明をいただき、その後、質疑応答という形で進めさせていただきます。では、事務局で進行をお願いいたします。

(事務局)それでは、特定非営利活動法人アクションポート横浜さんからご説明いただきます。10分間で中間報告をお願いします。1分前に表示し、10分経過しましたらベルを鳴らせていただきます。では、よろしくをお願いします。

(発表者)ーアクションポート横浜による発表ー

(事務局)ありがとうございました。それでは、発表が終わりましたので、皆様から質疑応答をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(中島委員長)では、皆様、何かご質問等ございましたらお願いいたします。治田委員。

(治田委員) 発表をありがとうございました。何をやろうとしているかの説明はあったのですが、どういう団体が参加しているのかとか、それが全然わからなかったもので、そこを補足していただいでよろしいでしょうか。

(発表者) 今、この事業についてアドバイザー的にやっただいでいるのが産業能率大学の先生で、加えて、現在、アクションポート横浜と、WE21ジャパン、ビーのびーのという子育てのNPOさん、あと、今2団体ぐらいが協力してくれると言っておりまして、まだ具体的にワークに入れていないのですが、一緒にやっていく団体があと2団体ぐらいありますので、今のところ、計5つか6つの団体で進めています。

(治田委員) 半年やってこられて、まだ確定していないということですか。

(発表者) 実際に動き出したのは7月なので、まだ2カ月ぐらいで、協力は得られているのですが、スケジュールが合わなくてという状況です。

(治田委員) なるほど。発表のときに必要なのは、枠組みもそうなのですが、誰がどのように参加して、どういう変化を求めてやっているのかというところかなと思うので、最終的な報告のときにはそこをきちっと明らかにしていただけるといいと思います。

(発表者) わかりました。ありがとうございます。

(中島委員長) ありがとうございます。ほかの委員の方。森委員。

(森委員) 発表をありがとうございます。20代、30代のNPOにかかわっている若手職員の方々を対象にということなのですが、今、大体、市内にどのぐらいいる、ボリューム感なのかを私が把握できていないのですけれども、どのぐらいいるのですか。

(発表者) 実際にスタッフで関わっている人というのが、調べたのですが、具体的な数字がわからなかったのです。あとは、若手といったときに、今、20代、30代を中心にしていたのですが、今回、実際に参加してくれた団体の話を聞くと、結構、50代で若手という方が多くて、そういう方から参加したいという要望も出ているので、具体的な数字が調べても出てこなかったのです。ちゃんとお答えになっていないかもしれないです。

(森委員) 今回の事業の着眼点として、20年、30年後を見据えたときに、NPOにかかわる職員が、不足してくるというか、その育成が課題だということがポイントだったと思うので、働いている世代がNPOに部分的に、月に1回とか関わる人たちの裾野を広げていくことがまず大事なのか、その上で、実際にもう既に関わっている職員の方々の経営的な視点を持たせることがここにきいてくるのかというところが、もしかしたら最初のプレゼンテーションでもう既にあっただいかもしれないのですが、中間報告ではわからなかったのです。このかばん持ちがその課題にきいてくるという、そのつながりの部分がもうちょっと見えてくるといいのかなと感じました。例えば、実際にうちの職員がその冊子を見て、どのように読み進めていく

かなと今イメージしながら見ていたのですが、この3年間が終わった後にその冊子が生かされてくるようなことも、もしかしたら最終発表のときに冊子だけではない何かが今後も必要なのかもしれないと感じました。

(発表者) 今、巻き込みたいというか、今回の対象となっているのは、どちらかというと、現在やっている職員の方です。ただ、NPOとかだともっと年齢が上の代表とかがいて、その方々がなかなか次に引き継がれていかないというようなことが一つの課題なのかなと。1年目、2年目が出てきた中で、自分の事業のことはわかるのだけど、全体のことになると見えないよねという方々が、関わってくれた方で多かったのです。なので、多分、これが続いていくと、10年後、20年後に団体そのものが立ち行かなくなるのかなというがスタートになったので、ご質問にはなかったかもしれないのですが、今の最初の部分で言うと、今、関わっているスタッフの方が対象になっております。ありがとうございます。

(中島委員長) ほかの委員の方。松岡委員。

(松岡委員) どちらかというと上の年代のNPOの者ですが、でも年齢ではないなというのと、何か立ち行かなくなっていくものとは分断されているのかなと。今、話を聞いていても、ある一部分のところのように感じてしまうのです。もうちょっと全体的な部分で、かばん持ちは言葉としては聞くのだけど何だろうということとか、結局これは誰に向けてかということ、若手の職員と。でも、その若手とは何歳といったら、50代も含めるといって、それはもう中堅ですよ。だから、そこがはっきりしないのです。本当にまだ入って間もなくてよくわからない若手なのか、あるいはもう結構、中堅どころを含めて今後考えていくのかとか、その、今まで3年間やってきたところで、この地域の若手職員のキャリアという、この若手職員とは誰かとか、それでその人たちをどうしていきたいのかというのが、今、話を聞いていても明確ではないのです。もう3年目だとしたら、成果ですよ。今までやってきたことがどこに行くのかということが、もう見えてくるとは思うのですが、きょうの話を聞いていてまだわかりにくかったかなと思います。いろいろな成果物ができるだけではなくて、それをどうやって生かすかだと思うのです。だから、その生かし方も含めて、そこを見据えたものが見えてくるといいのかなと思いました。

(発表者) ありがとうございます。

(中島委員長) ほかの委員の方。池田委員。

(池田委員) 発表をありがとうございました。資料1-2の冒頭のところに、地域の現場から去っていく若者も少なくないと書いてあるのですが、現場から去っていく若者たちの理由とか思いみたいなもの確認されているのでしょうか。もしそれがあればお聞かせいただきたいということです。あと、この取り組みが若者を引きとめるためのきっかけにできるのか、例えば参加の意欲を高めるとか、あるいはやりがいにつながるとか、そういうことにつながるところがあるのかどうかを確認さ

せてもらいたいと思います。

(発表者) まず、今回、去っていく人を減らしたいと思っている人たちへのヒアリングなのですが、このプロジェクトとしてやっているというよりは、各団体ごとにやめていく職員の人があるので、その方々に後でヒアリングしてもらおうとか、やめたときの退職理由とかを正直ベースで集めてきたりということは、このプロジェクトに生かされています。その理由は、はっきり言って1個ではないです。特に今回対象にしているのが20代、30代なので、ある意味、これから地域で働くことも考えられれば、もう一回企業で働くことも考えられるみたいな、たくさん選択肢のある中で違う選択肢を選ぶというのがほとんどの理由ですので、必ずしもやめていく理由が1個かという、大体そうではないと。その中でも、ただ、このプロジェクトとして問題意識を持っているのは、先ほど松岡委員からも年齢ではないという話はあったのですが、そうはいつでも、地域活動の歴の長さによって、年配で長くやられている方と比べて、同じ言語だったり同じモチベーションで活動ができなくて、結果として年齢の若い人たちのほうが先に離れていくという現象はあるのかなと思っているのです。それは、ヒアリングとかこういう交流会とかをしている中で、顕在化している課題として1個あって、その部分を解消していくにはどうしたらいいかということで、今回、自分たちで団体のことだったり事業のことを俯瞰的に全体感として見られるようなワークの冊子をつくることによって、そこの話が合うように、若手の人のレベルを上げることによって離脱を減らせないかという問題意識は一つ、それが全てではないですがあります。ご質問に部分的に答える形になりますが、そういう点で生かされているということです。

(池田委員) ありがとうございます。

(中島委員長) ほかの委員の方、よろしいですか。今、委員の方々からお話がありましたように、今までやった取り組みを今回冊子にするということで、森委員からもありましたように、読み手の方がどういう方なのかとか、その方にどういうメッセージを伝えるのかというのを今回は意識する段階と。今までは皆さんでいろいろとワークを重ねてきたところがあると思いますが、それをそれ以外の方にもきちんと伝えることがすごく重要になってくると思いますので、誰にどんなことを伝えるのかということです。

個人的には、わかりづらかったのは、キャリアを考えると言いながら経営のワークとかとなっていてところがうまく、初見の人でも背景とかを知らない方でも、その冊子を見ればわかるようにすることがすごく重要になるのではないかと思います。何回か聞いている私でも、経営とキャリアが結びつかないところがまだあります。済みません、私の理解の不足かもしれませんが、私も経営学部なのでこういうのをよくやるのですが、キャリアのときじゃないんだという感じがします。その辺の、編集会議をされているということですので、自分たちの仲間ではない方がどういふ方なのか、どういふ方に届けたいのか、冊子を配るといっても、その効果が出

るためには、必要としている方に必要なメッセージをきちんと伝えるのが一番効果的だということになると思いますので、そのことを意識してくださるとすごくいいものができるのではないかと思います。

よろしいでしょうか。では、発表団体の皆様、どうもありがとうございました。（事務局）ありがとうございました。この事業につきましては、来年の第4回推進委員会で団体から最終報告をさせていただきます。その間、我々事務局で伴走して事業を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。ご説明は以上です。

（中島委員長）ありがとうございました。

イ 《諮問》市民協働条例施行状況の振り返りについて

（中島委員長）では、次の議題に移りたいと思ひます。イ、市民協働推進委員会の諮問についてです。事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）ご説明させていただきます。今年度は、3年ごとの市民協働条例施行状況の振り返りの年に当たります。つきましては、市民協働条例施行状況の振り返りにつきまして、市民協働推進委員会に諮問させていただきたいと考えております。諮問依頼文につきましては、資料2-1をご参照ください。市長に代わり、市民協働推進部長が諮問依頼文を代読させていただきます。その後、諮問の詳細について、私からご説明させていただきます。

（事務局）着座で失礼いたします。諮問文の原本は、既に委員長のお手元にお渡しさせていただいております。それでは、代読させていただきます。

横浜市市民協働推進委員会委員長、中島智人様。市民協働条例施行状況の振り返りについて（諮問）。平成25年4月1日から施行された横浜市市民協働条例附則第3項では、「この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする」と規定されています。本年度は、平成28年度から平成30年度までの3年間の条例の施行状況について振り返る年度に当たることから、条例第17条の規定に基づき諮問します。令和元年9月25日、横浜市長、林文子。どうぞよろしくお願ひいたします。

（中島委員長）ありがとうございます。ただいま横浜市長から、市民協働条例施行状況の振り返りについて当委員会に諮問がありました。それでは、事務局から内容の詳細について説明をいただき、その後、質疑応答を行いたいと思ひますので、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）それでは、ご説明させていただきます。諮問文の次に諮問文別紙というものがござひますので、こちらをまずご覧ください。趣旨につきましては、ただいま申し上げました、平成28年度から平成30年度における条例の施行状況の振り返りと、今後の協働のあり方について、委員会の専門的見地からご意見をいただきたいと考えております。2の前の振り返りにつきましては次の資料でご説明させてい

ただきますので、次の3の検討の論点をごらんいただければと思います。まず、論点を3つ考えております。1つは、平成28年度のときに振り返りを行っていただきました。そのときの意見に対して、本市の取り組みについて評価をいただくということ。またもう一つ、3年間の本市の市民協働の取り組みの評価をいただきたいということ。また、今後の横浜市の市民協働のあり方についてご意見をいただければと考えております。4番の今後のスケジュールですが、今回、諮問させていただきました、平成28年度から平成30年度までの3年間の市民協働の取り組み状況についてご審議いただければと思います。第3回、12月16日の委員会では、本日いただいたご意見を私ども事務局で簡単にまとめさせていただきますので、中間まとめとして3年ごとの振り返りについて改めてご意見をいただきたいと思っております。続きまして、第4回が3月9日、今年度の最後の推進委員会でございますが、こちらで答申案のまとめの審議となっております。こちらで、最終的にいただいたご意見をさらに事務局でまとめをさせていただきます、3月中旬から下旬の間に委員長から横浜市長に答申という形をとらせていただきます。また、第4期第5回、令和2年度になりますが、5回目の委員会で最終的に答申いただいたものを、また事務局からご報告させていただこうと思っております。

続きまして、資料2-2をご覧ください。こちらは、ご議論いただくための資料になっております。平成28年度から平成30年度の市民協働の取り組み状況となっております、横浜市が進めてきた取り組みについて記載しております。まず、平成28年度の条例の振り返りで把握した課題ですが、課題として大きく3ついただいております。まず1つが、協働条例第12条でございます協働契約についてです。横浜市が協働での事業を行う際は、軽易なものを除いては協働契約を締結して行うものとするというのがこの第12条の条文ですが、こちらの条文につきましては、課題、ご意見として、例えば協働契約に対する市民や市職員の理解が十分に浸透していない、協働契約を締結するという意義はわかるけれども、では、どうやるのかといったようなご意見がございました。また、第10条、市民協働事業の提案について、こちらも協働条例の特徴的な条文ですが、市民の方々が横浜市に対して、地域課題などを行政と一緒に取り組むという方向で提案していただける条文となっております。こちらにつきましても、条例施行の平成25年から前回の平成28年度時点は、提案された件数が2件にとどまっております、十分に活用されていないとか、それはなぜなのかといえば、市民にとって提案しやすい環境が整っていない、こういったご意見をいただいております。もう一つ、3つ目ですが、市の責務と中間支援組織についてという条文がございます。こちらについては、テーマ、課題ごとに、多様な市民が迅速に集まって課題の解決に向けて協議し、また柔軟につながって協働の活動につなげていく場や環境が求められているといったようなご意見をいただいております。こちらが、平成28年度の振り返りで把握した課題になります。

また、2の協働事業の推移につきましては、(1)で3年間の協働事業の件数を、

横浜市と地域の方、市民の方々とやってきたものということで計上して載せております。こちら平成28年度から、少しずつですが増えてきているところです。条例第19条の市民発意の事業の推移がどうだったかということですが、一番下の欄です。協働契約締結件数につきましては、こちらの見方ですが、数が重なっているのですが、複数年度でやっているものもございまして、平成28年度で複数年度でやっているものでトータル2件ということで記載しております。平成30年度までに3件増えておまして、また今回、モデル事業をやっているものにつきましては、平成31年度に協働事業として3件の新たな事業となっておりますので、まだこれから増えているのですが、現状の数字を載せております。おめくりいただきまして、(2)の市民活動推進基金の実績も参考で載せさせていただきます。

続きまして、3の平成28年度、先ほどお伝えいたしました、振り返りを受けた取り組みについて簡潔にご説明させていただきます。(1)が協働事業の提案支援モデル事業の実施でございます。こちら、昨年度までこの委員会できまご議論いただきましたので、目的については簡潔にということで、先ほど申し上げました、振り返りで出た課題に基づきまして条例第10条の制度の周知、また、制度をより活用しやすいものとする仕組みや支援、体制を検討することが1つの目的でした。もう一つが、来年度できます市民協働推進センターで市民協働事業の促進をしていくこと、また、第10条を活用した提案件数そのものを増やしていきたいということ、この3つの目的がございました。事業のスキームですが、3カ年にわたって行っており、1年目が提案アイデアの募集、こちらは募集したことで16団体から、こういったことを協働でやりたいという提案をいただいております。ステップ2として、平成30年度に事業化に向けた支援を行いました。こちらは、市民協働推進委員会で16団体から選考いただきまして、6団体に30万円をそれぞれ助成させていただいて、例えば6団体が上げてきたそれぞれのテーマのニーズの深堀りといったところで、地域課題のニーズがどれだけあるのかといったような利用者の方のニーズ調査などを行っていただいたり、実際に関連していく行政の、横浜市の各課といろいろとそのすり合わせですとか、事業化に向けた調整をしていただいたりといったことを行っていただきました。この平成30年度末に、さらに6団体から3団体選考していただいた上で、今年度、3つの団体がそれぞれ協働契約を締結して事業を実施しているところでございます。次のページに、現在行っております取り組み団体を記載してあります。

エといたしまして、協働の提案支援モデル事業の取り組み、各年度、どのようなことを行ったかというのをもう少し詳しくご説明させていただきます。平成29年度の1年目、提案アイデアの募集段階で、「行政への提案力スキルアップ道場」ということで、まずは提案する前に、どのように提案していただければいいのか、どんなテーマでどう調整していけばいいのかといったようなことをお伝えするような講座を行っております。また、提案をただ待っているだけでは来ませんので、ブラッシュ

アップ助成金説明会というものを各地で2回行っております。11月から12月にかけて提案を募集いたしましたところ、一覧下の欄ですが、私どもの市民活動支援課への事前相談が21件、実際の申請受理が16件、平成30年度採択が6件となっております。

平成30年度ですが、では、提案アイデアの事業化に向けたどのような取り組みを行ったのかといったところです。団体の取り組みといたしましては、先ほど申し上げた各種調査、団体がテーマと考えていらっしゃる場所にどれだけニーズがあるのかとか、ほかのところはどのような取り組みをしているのかといったような調査をしていただきました。また、関係部署、他団体との連携なども行っていただいております。行政としましては、助成金の交付のほかに、次のページをおめくりいただきまして、まずは伴走支援ということで、団体と一緒にそのテーマをどう展開していけばいいのかといったような検討とか、行政の関連課との打ち合わせなどの調整、事業の進め方などの調整、また、必要な団体には、(3)として専門アドバイザーを派遣しました。また、実際に先行してやっけていらっしゃる団体の方にご意見をいただいたり、中間報告会の実施といったものを行っております。

下の段の平成31年度採択団体の選考ですが、選考方法としては、公開プレゼンテーションを実施して、市民協働推進委員会において最終審査を行っていただいております。また、落選となった3団体につきましても、この取り組みがどうであったかとか、どのような仕組みであればより提案しやすいか、行政と協働しやすいかといったようなご意見をいただくヒアリングを行っております。

続きまして、令和元年度です。参考として載せておりますが、今年度、採択3団体と協働契約を締結して、事業実施と私どもの伴走支援という形で現在、事業を進めているところです。

モデル事業については、以上となります。

続きまして、5ページですが、(2)の協働契約ハンドブックの策定。こちらは、協働契約とは実際にどうやればいいのかといった課題を受け、ハンドブックという形で協働契約に対する理解を促進する取り組みを行いました。前回の平成28年度の振り返りの中で多かったのが、協働契約までの手順がわからない、そういったものをサポートしてほしいといった声が多くあったので、市民の方、それから市職員、それぞれ3名の方に検討委員会にご参加いただき、協働契約について実践的でわかりやすく解説したハンドブックを作成しました。お手元にもお配りしておりますが、「アンパサンド協働実践 市民と市職員のための協働契約ハンドブック」として最終的に出来上がっております。作成に当たり実践した取り組みにつきましましては、1に、先ほど申し上げた検討会の開催。こちらの中で、どのようなことを載せればいいのかから話し合いをしまして、この冊子をゼロからつくっていったということになります。また、6名の方、市民の方と市職員それぞれの立場から意見をまとめてはいるのですが、それだけですと少し偏ったものにもなるということで、2とし

て、協働契約ハンドブック意見交換会を開催し、こちらに参加いただいた方にこのページそのものを見ていただきながら、これにもっとこういう視点のほうがわかりやすいのではないかといったご意見をいただいて、ワークショップを行っております。また、庁内向けのアンケートも行った上で、最終的にこの形でハンドブックをまとめてまいりました。こちらについては、現在、さまざまな市職員の研修の場にも活用しております。

続きまして、(3)の、市の責務と中間支援組織の育成に対してどのようなことを進めてきたかでございます。条例では、市民公益活動と市民協働が円滑に行われるための支援や、これらが活発に行われるための環境づくりが市の責務であると位置づけられ、また、市民・NPO法人・企業・行政等の間に立って、情報提供や相談、調整やコーディネートを行う中間支援組織の育成や支援が重要であると明記されています。そのため、まずはアの市職員の人材育成を通年で行っておりますほか、次のページの下段、(4)の中間支援組織の育成、機能強化のための取り組みなどを進めてきております。

具体的には、アの各区市民活動支援センター連携促進と機能強化として、(ア)の連携促進事業では、各区市民活動支援センターが取りまとめ役となって、地域施設間が連携して、それぞれの持つ人材や地域課題などの情報を共有することにより、施設の中間支援機能や職員のコーディネート力の向上を図りました。また、(イ)の機能強化事業として、各区市民活動支援センターのコーディネート機能を上げるために、センター職員の方が実際に現場に出向いて、積極的に情報収集とかキーマンとの関係を構築する取り組みを実施しております。続きまして、7ページ目のイですが、各区市民活動支援センターネットワーク事業、こちらは、18区の市職員とかセンター職員の方によるネットワーク会議を開催して、コーディネートに関するスキルなどを学んでおります。ウの中間支援組織機能強化事業ですが、こちらは市民活動支援センター自主事業として、平成28年度、29年度、30年度、それぞれ実施しております。また、エの市民活動コーディネート講座、これは平成29年度で終了しておりますが、横浜市立大学地域貢献センターと協働で企画して、コーディネート力の向上の講座を行ってまいりました。これらが、この3年間行ってきた取り組みになります。

続きまして8ページですが、4の課題に対する取り組みの成果について簡潔にご説明させていただきます。協働事業の提案支援モデル事業を実施した成果としては、協働の理解が促進したこと。まずは、提案団体の方と行政関連課が一緒になって話をすることで、どのように協働で進めていけばいいのかとか、やはりこの取り組みを協働で進める必要はあるだろうといった、協働に対する理解が深まったと感じております。また、団体の方も、このモデル事業を実施していただくことによって、提案内容が具体化していったり、さらに、提案の仕方が向上したりといったメリットがあったと聞いております。また、団体のネットワークも、他団体にヒアリ

ングに行ったり、同じ課題を持つ人たちとのつながりができていたり、ネットワークが拡充したと聞いております。また、伴走支援によるスムーズな運営とか講座による効果。先ほど、平成29年度に「行政への提案力スキルアップ道場」を行ったと申し上げましたが、こちらの受講団体の中から現在、3団体のうち2団体が協働事業化につながっておりますので、こういった講座でまずは、協働とはどのようにやっていくのかといったことを一緒になって共有することが重要かなと考えております。また、これまで、平成28年度までは市民提案で事業を行ったものが2件だったところ、実際に募集してみると、こちらから積極的に募集をかけてみると、16団体がテーマを上げてきてくださいましたので、やはり働きかけていくことや、こういった事業のスキームがあることが重要だと感じております。

続きまして、協働契約ハンドブックの策定につきましては、例えばこういったものを市民の方と市職員でつくっていったことで、双方の視点が活かされているといったことや、研修や講座での活用ができるようになったこと。また、他都市からの問い合わせなどもいただいております。

次の、市の責務と中間支援組織の育成につきましては、市職員の協働意識の向上で、参考に中段に書いてございますが、平成29年度は各区局から市民活動支援課への相談件数が2件でしたが、研修などこういったものを行っていくことによって、平成30年度は飛躍的に増えておりまして、延べですけれども24件、自分たちの部署で今、協働を進めたいのだけれども、どうやればいいのかといった問い合わせが来ております。また、中間支援組織のコーディネート力向上などの取り組みを行うことで、職員のコーディネート力などが向上してきているかと考えております。

最後になりますが、5の市民協働推進センターの検討ということで、こちらは平成28年度に推進委員会にご意見をいただいたものになりますけれども、新市庁舎における市民協働スペース、現在は市民活動推進センターとっておりますが、こちらに関する意見書（建議）をいただいております。こちらを踏まえて、横浜市で新しい機能の素案を作成いたしまして、素案について市民協働推進委員会で協議・審議を行っていただきました。

長くなりましたが、平成28年度、30年度の市民協働の本市の取り組み状況は以上になります。

また、追加ではございますが、資料2-3で、つながりのまちづくりフォーラム2020における市民協働条例の振り返りについて記載しております。毎年、つながりのまちづくりフォーラムを行っておりますが、こちらにつきましては、今回この場を活用させていただいて、市民協働の振り返りを行っていきたくて思っております。今ご説明したような内容を私どもから発表させていただきまして、今回インタビューに中島委員長をお願いしておりますので、また、振り返りのときにも委員長はいらっしやっていたので、そのときも踏まえてこの取り組みの深掘りなどをしていただければと思っております。

今回の諮問のご説明と取り組み状況のご説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

(中島委員長) ありがとうございます。ただいま事務局から諮問の内容について説明をいただきました。皆様のお手元に市長からの諮問のコピー、さっき読み上げていただいたものがあると思います。3年間の取り組みについて私たちが振り返るということですが、論点として3点を提示していただいております。まずは、この諮問の内容そのもの、あるいはこれからの進め方について、何か事務局に対して確認や質問がありましたらお願いいたします。その後、内容について具体的な議論、意見交換をしたいと思いますので、まず諮問内容そのものと進め方について確認や質問等がありますでしょうか。議論しながらもし疑問点がありましたら、またご質問していただければと思います。また、私たちの委員会で議論するものではありませんが、事務局の方もご発言いただければと思いますので、皆さん、よろしいですか。では、よろしくお願いいたします。

では、この諮問を受けて、当委員会では条例の施行状況の振り返りについてまとめていくことになっておりますので、議論していきたいと思っております。何でも結構ですので、皆さん、ご意見をお願いいたします。一応、予定では60分という時間をとっております。その後、休憩となりますので、よろしくお願いいたします。

これは確認ですが、論点のところ、1番目の平成28年度振り返りの意見に対する取り組みの評価というものを今、説明していただきました。2番目に、3年間の本市の市民協働の取り組みの評価とありますが、この2つの違いについて確認だけお願いできますか。

(事務局) (1)の平成28年度振り返りの意見に対する取り組みの評価につきましては、資料2-2の1の部分です。平成28年度に上げられた課題に対して、例えばモデル事業とかハンドブック、また中間支援組織のコーディネート力強化といった取り組みが、その課題に対して答える内容になっていたかどうかといったことをご議論いただければと思います。また、3年間の本市の市民協働の取り組みの評価につきましては、端的には、2の協働事業の推移等をごらんいただいた上で、今回、資料を事前にどっさりとお送りしてしまって恐縮なのですが、平成29年度の横浜市民協働条例に基づく市民協働の取組状況報告書、こちらに1年ごとに市内でどのような取り組みを行ってきたかをまとめております。こういったものをベースに、横浜市の協働というのは、少しずつ件数はふえているけれども、その進め方はどうなのかといったようなことをご議論いただければと思っております。

(中島委員長) ありがとうございます。ですから、1番目はあくまで前回の課題に対する部分の評価です。2番目はもっと広くて、横浜市が行っている協働そのもの、協働全体についてどう評価するかということです。今、事務局から資料について説明がありましたけれども、繰り返しになりますが、タイトルが、平成29年3月「横浜市民協働条例の施行状況の検討報告書」というものが、前回の平成28年度

の検討結果のまとめですね。

(事務局) はい。平成29年3月に出しているものが、前回の検討結果です。

(中島委員長) この中に、今、1番で議論している取り組みの評価のところ、課題みたいなものも同時に出ているわけですね。資料が多くて大変だと思いますが、あともう一つ、確認させていただいていいですか。1月15日にアンケートも実施するということでしたが、前回の平成28年度の検討のときはもうちょっと長期的に、私たちの委員会だけではなくて、ワーキンググループのようなものをつくって、アンケートもこの平成29年3月の検討報告書の中に記載されているのですが、評価といったときに、我々が諮問されているので、我々が評価すればいいのでしょうかけれども、協働条例が施行されて最初の振り返りの機会だったものですから、市民の方々にアンケートをとったり行政の方々にアンケートをとったりする機会もありました。その結果、平成28年度の課題みたいなものも明らかになっているという、そのようなつくり方をしておりました。

治田委員。

(治田委員) 今回の作業というか、またアンケートをとったり、何を求められているのかがちょっとわからなくて、論点を今のこの状態から出していくのは結構難しいと思っております。例えば行政、ご担当のところから幾つかあって、それに対して議論していくのか、それ自体をこちらで設定するのか。というか、今までやってきたものもあるから、急に突飛な調査をやりまうと言っても困ってしまうと思うのです。前回に比べて、もっと定点でちゃんとこれが広がっていているのを見たほうがよければそういうことをやったらいいと思いますし、そもそもそういう意見を求めているのか求めているのかもよくわからなくて、そのあたりはどうなのでしょう。

(中島委員長) 今回、2回目の振り返りということで、前回の振り返りの振り返り、課題をどう進めてこられたかという一番の論点についてはポイントが絞られているので、その課題についてこういう取り組みをしましたと今、説明をいただきましたので、それに対して我々が評価する立場であるということは明確だと思いますが、2番目ですか。

(治田委員) そうです。

(中島委員長) 2番目は、前回はアンケートをしたりして、こんな意見がありましたということに対して、我々が内容を検討したみたいなことになっていましたが、その検討材料とか論点とかは整理したほうがいいのではないかと、それをどういう論点で話すのか、そもそも論点から私たちが議論するのか、それともある程度論点がまとまった中で、その点について議論するのかという質問ということによろしいでしょうか。

(治田委員) はい。

(中島委員長) どこから取りかかればいいのかということですかね。委員の皆さん

も、もし進め方についてご意見がありましたら、ご発言して下さって構いません。

(事務局) 委員長、よろしいでしょうか。

(中島委員長) お願いします。

(事務局) 最初の3年間につきましては、実績が上がり切れていない状況の中で、具体的にどのようにしていくかということで、広く市民の皆さんにご意見をお聞きする機会を設けていたという形になっていますが、この3年間につきましては、これはまたご評価いただく部分にはなるのですけれども、ある程度の実績が上がってきていると、目に見える成果も上がってきているということで、この資料にもまとめましたが、内容であり件数であり、その部分を一つの議論の論点のきっかけとしていただければよいかと考えております。

(中島委員長) そうすると、評価自体は、私たちが論点をある程度決めて、私たちがそれに対して評価する、そういうスタンスというか、取り組みということでしょうか。

(事務局) はい。お願いします。

(中島委員長) 坂倉委員。

(坂倉委員) ちょっと勉強不足で評価をしっかりとできないのですが、1つ目のところによると、3年前、課題がこのように出ましたよということについて、そのように進めているので当たり前なのですが、一つ一つまとめというか、ハンドブックをつくったり事業をつくったりということで、それが一定の実績となってあらわれている点については評価できるのではないかと。本当に第一印象なのですが、課題に対応する取り組みを行っていらっしゃるのではないかと思います。

その先の、この数自体が、この数が妥当なのかどうかというのは、0が1になったのでふえたじゃないですかという話なのですが、そもそも50個あるべきものなのか、1個あることがすごい価値なのかよくわからないところがあるので、ちょっとどうなのだろうと思うのですが、ちょっと気になったのが3カ年の事業です。協働事業をつくっていきこうという契約で、最初16件あってよかったねという話なのですが、16件が6件になった段階で、そのこぼれ落ちた10件のほうはどうなったのだろうかというところです。

あと、これは素朴な疑問というか、事業の組み方で、どんどん協働事業をふやしていこうとする、それから協働事業をつくっていくので、3年かけて育てていこうとするのであれば、1年目が終わった後に2年目も募集しないといけないのではないかと思います。要は、3年間だったら3期連続、3学年同時並行で育てていかないと、ことしまた終わってよかったねと言っているけれども、また3年かかるのだったら、3年後にしか成果が出ないじゃないかと。もちろん事業計画の切れ目みたいな問題はあるのですが、非常にもったいないというか、とりあえずやってみるということについては非常に評価できるけれども、持続可能な形でどんどん必要に応

じて必要な活動が育って、新しい事業が生まれていくというシステムにしていくには、やり方を検討する必要があるのではないかと思います。

(中島委員長) ありがとうございます。では引き続き、治田委員、お願いします。

(治田委員) 今の協働のモデル事業については、多分、予算的なこととか、モデル事業の組み方として、これが決まるときにたしか私もそういった提案をさせていただいて、結局1回というか、エントリーを促すための道場というか、そういう講座をやって、そこを受けた人だけではないけれども、エントリーする人がいて、そのエントリーをしないと2年目もできないというのは機会損失になるよねというところがあります。多分、助成金の予算立てが絡んでいたと思うのですが、そこは毎年ちゃんと募集して、3年1回のもをもっと繰り返してやっていかないと裾野は広がらない、結局、採択された人しか次も残れない仕組みになっているのはよくないのではないかと思います。そうなったときに、こちらとして、例えば意見を言いますよね。だけど、予算がついてこなければ、それは採用されないわけじゃないですか。今の全体の協働に充てられている予算と、いろいろな個々のNPOへの助成金とか、こちらの委員としてどのくらい裁量があるのかわからない中で夢物語ばかり言ってもしょうがないのかなみたいなどころもあるので、今すぐその答えが出なくても、例えばこういう全体の予算枠組みのこういうことが、最終的な決定は市長がするにしたとしても、委員会の意見として提案できるようにしてもらおうのいいなと思ったりもします。

済みません、いろいろなことを言ってしまいました。

(中島委員長) 林委員。

(林委員) 例えば、第10条の反省で、2件の応募しかなかったということで、それが、平成28年度は新規が0件、継続も0件だったら、平成29年度は新規1件、平成30年度は新規1件と継続1件と。先ほどの話ではないですが、この1とか2という数字は、それで十分なのか、それとももっともっとこれがふえてこなければいけないのか、では、実際にどういう手が打たれたのか、その辺が見えてこないのです。

それから、今、治田さんがおっしゃっていたように、3年間でワンクールが終わって、次にまた3年間かかるのかと。そうではなくて、1年目に応募したところが3年間たつよと。では、次の年に新規を募集して行って、またそれが3年続くと。そのようにやっていったほうが、周知というか、応募しようとする人たちの気持ちはずっとつながっていくのではないかという気はするのです。

(中島委員長) ありがとうございます。この提案支援モデル事業に関しては、治田委員が言われたように、予算的な制約がありまして、その制約の中でやられたことだということは我々は理解しているのですが、坂倉委員が言われたように、こうあったほうがいいのではないかというのほどどこかで議論したほうがいいのかなというのと、あともう一つは、でもきちんと成果があったと個人的にはすごく思っているのです。ですから、その成果のほうを強調してくださると、こういうやり方が潜在

的な協働事業の掘り起こしにすごく効果があるのだということもぜひうたってほしいと思います。

あと、今、林委員からの質問で気になったのは、確かに第10条関係の、数という表面的なものでいうと、数字的にはどうかなと思うのですが、性格の違いとか、新しいこんなものが出てきたんだよという、何かそんなものはありますか。例えば、私の理解だと、今までの2件は、今までずっとやってきたことを続けてやったよねみたいなのがあったような気がするのです。私の印象だと、今までの、市民発意というけれども、提案したのがたまたま市民側であって、でもずっと関係があったところが続けてこれを提案したみたいなのがある……。

治田委員。

(治田委員) この第10条関係でいいますと、もともこの協働事業は枠組みがあったけれども、そこを促すインセンティブが余りなかった、なので、モデル事業として多少のお金をつけたという流れがあって、では、お金がつかなければやらないのかという、そうではないけれども、いずれにしても、そういう枠組みの中で提案する人たちをつくっていかないと、お金がないにかかわらず、それにコミットする人が少ないというのは、せっかく条例ができているのにもったいないよねという流れだったのかなと思っております。

(中島委員長) 私の理解では、平成28年より前にあった2件というのは、どっちかというともうずっとやってきたものを……

(治田委員) ずっとやってきたというよりは、例えば保土ヶ谷のあれは、結局、行政の人が、その枠組みだったら市民がもっと自由に動けるのではないかと、行政側がそれを使いこなす気概がないと、わざわざこれにエントリーしてこないということもあって、結局、行政側の担当者のインセンティブも余りなくて、市民側も、別にそれじゃなくてもできるじゃないか、だけどこれに乗ったほうが、ある意味、市域でいろいろと広がるし、これからもいいんじゃないですかねみたいなのところでマッチしたと思っていて、そういう事情がその年の振り返りのときのフォーラムでも紹介されて、皆さんと広く成果というか、効果を理解して、だから応募しようよという流れになったのではないかと考えているのです。

(中島委員長) 平成29、30年の事例はどんな事例ですか。

(事務局) 平成29年度は、お手元にお配りしております「平成29年度横浜市市民協働条例に基づく市民協働の取り組み状況報告書」をごらんいただきまして、10ページになります。事例紹介として、学校と地域が連携した次世代育成の協働推進ということで、NPO法人の方からご提案いただいて、地域の中・高生と、現在、地域に戻っていらっしゃる、多様な経験・スキルを有するシニア世代の地域人材を結び合わせて、まちづくりの課題や魅力アップ、また、中・高生に対しては学校外での学びの場の創出といったような、こういった事業になっております。

平成28年度までの性質の違いといたしましては、すごくここがはっきりというこ

とではないのですが、これは実際には市民の方から、こういうことを地域でやったらどうかというアイデアをもとに生まれたものというところで、それまでの、行政と一緒に話し合ってきたものを、この第10条を使って普遍化しようといったものとはまた別に、純粹に提案が上がってきたものだったと聞いております。

あと、平成30年度の2件については、我々に各区局から、先ほど、平成30年度、協働事業の進め方の相談がふえたと申し上げましたが、その相談の中にあつたもので、実際にこの事業をやろうとしている、そのやろうとしている相手方も今、大体の目星がついているといったような中で、では、それをより効果的に進めていくために協働という手法を今考えているのだけれども、それはどうだろうかといったものとか、テーマがあつて、これを協働で進めたいけれども、その進め方はどうすればいいかといったことで、では、事業者を公募してみようとか、そのような動きになっていったもので、テーマに対して課題を上げた上でやり方を提案していただくといった手法のものとかが出てきているかなと思います。

(事務局) あと、今まで皆さんからご指摘いただいたところでいきますと、坂倉委員や林委員からいただいた、毎年募集してやっていくべきではないかというところですが、これは予算要求中ではありますけれども、来年度からはモデル事業ではなくて通常の事業として、毎年募集できる形にしています。逆に、この3年間はモデル事業ということで、支援する団体に対してきちんとフォローしていく中で、課題なり成果をきちっと出していくという形をとらせていただいたと考えていただければと思います。

それから、治田委員のおっしゃっていた予算の裏づけというところになりますが、皆さんご存じのとおり、横浜市も今、財政が非常に厳しい状況で、正直、来年度の予算もかなり厳しい形で予算編成しているところなのですけれども、その予算編成をする中で、根拠の部分を非常に求められています。数値的な根拠であり制度上の根拠でありということが大変求められていきますので、こういう委員会の中で、こういうことがこういう形で必要なのだということをしつかりとおっしゃっていただけると、私どもとしては予算を審査する部署に対しての説明材料として非常に大きなものになっていくかなと思っております。以上です。

(中島委員長) 森委員。

(森委員) ありがとうございます。初めてこういった資料を見て、まず、評価というところで最初に思ったこととしては、1ページ目の3年間の取り組み状況のところにもありますとおり、協働事業数はこのようにふえてきていて、それは皆さんがいろいろな手を打ってこられたことだろうかと、最初にその数字を見て思いました。

同時にあと、この別紙の1ページ目ですが、前回の振り返りを受けて実施した主な取り組みのところの前回出た課題というのが主に活用しにくい、サポートが十分でないということでしたので、それに対する一つ一つの手だて、冊子をつくら

か、小さなステップをつくって皆さんが提案しやすいようにするというのは、新しい取り組みとして、これだけの団体さんが応募されたということは一つの成果なのではないかと思いました。

同時にちょっと思ったこととしましては、この全体を評価というときに、そもそも何でこの市民協働がすごい勢いで広がっていないのかと思ったときに、この3つの視点で見えていくと少し整理できるのかなと思いながら聞いていました。1つが、私がそもそもそのサービスの受け手ではなくて、作り手なのだと思う市民が減っているからということと、もう一つは、活用とかサポートが足りないからということと、3つ目は、行政としてやりたいと思わないからみたいな、その3つあるかもしれないなくて、もっとあるかもしれませんが、恐らくその2つ目の活用とサポートが少ないからというところは今回、この3年間取り組んだところかもしれないので、それ以外の2つのところがどのようにアプローチできたのか、もしくはしたらいいのかというのが、もしかしたら議論できるといいのかなと思いました。行政と一緒にやりたいと思うところがふえているかいないかということについては、この3年間、中間支援の強化というところに特に取り組んだと書いてありましたので、恐らく後押しする人が少しふえているのではないかと思います。その実績が、参加人数とかというところでちょっと見えるといいのかなと思いました。それをどう評価したらいいかはちょっとわかりません。ごめんなさい。まず、観点としてそこは思いました。

あと、もう一つの軸で切ろうと思ったときに、市民がそもそもやりたいと思うか、できると思うか、知っているか。やりたいか、できるか、知っているかみたいなところが、市民側からは協働というところではすごく大事なベースかなと思っていて、今、協働ができるのではないと思うまでのハードルがすごく高いのではないかと思ったので、後ほど3番のところでの議論かもしれませんが、本当に小さな協働というのが、本当はもっとやりたいと思っているところにちょっとの予算がつけばできることがいっぱいあると思うので、そこへの協働の促進みたいなのがどうやったらできるのだろうかというのを後半に議論できたらと思いました。散漫になってしまいました。

(中島委員長) ありがとうございます。では、時間はありますので、ほかの委員の方。どうぞ。

(森委員) 質問に切りかえてしまっていていいですか。

(中島委員長) はい。

(森委員) 私がつくるんだという、その感覚が市民側に減っているなというのは、実感としてはあるのですか。

(事務局) よろしいですか。

(中島委員長) お願いします。

(事務局) 今、地域の中で、どの階層でも担い手不足ということが言われていて、

そういう意味であったり、あとは、経済社会情勢の中で生活第一ということで、それ以外の活動に、気持ちはあっても体が行かないというところは感じております。そこを、いろいろなツールを使いながら参加できる機会をふやしていこうということはやってはいるのですが、それと同時に、ご指摘いただいたように、市の職員の協働に対するマインドなり実践力の育成も大変重要になっておりまして、その点で研修は進めているところなのですが、その力が一タ一朝に培われないこと、なおかつ、市の職員なので異動の機会が多いということで、せっかく育った人材が別の部門に移ってしまうという課題もありますので、ここは人材を育成し続けなければいけないということで、研修は強化しているところになります。

一方で、これは市民局の人材育成もそうですが、都市整備局でやっている人材育成の研修にも、市の職員だけではなくて、地域で最前線に立つ区の社会福祉協議会の職員や地域ケアプラザの職員も、市の職員と同じ研修に出てもらいながらやっていただいているところです。そういう中で、比較的、彼らのほうが地域の人と接する機会も多いですし、地域課題を把握する機会が一番多い人たちですので、その人たちに研修を実施することによって協働の力を上げていこうということを目指しています。実際に、過去ですと、例えばケアプラザの職員が、まち普請とって、要はまちづくりのハードの提案制度のことについて全く知らなかったと。ハードの相談を地域の人から受けても、それは私たちにはわかりませんと言って断っていたものが、去年の例でいきますと、ケアプラザが探してきた事例をまち普請まで持ち込む、制度の助成まで行くという成果も上がってきていますので、人材育成は3年というスパンではなくて、もう少し長いスパンで見えていくともう少し伸びるのではないかと。林委員のおっしゃった、この1件、2件が本当にいい数字なのかどうなのかというのも、具体的な目標数値は挙げづらいところはありますが、人材育成、職員もそうですし、地域の皆さんもそうですけれども、そういう研修や講座など通じながら、お互いに高めていくことによって、件数はこれから上がっていく可能性は高いのではないかと考えております。

(中島委員長) 松岡委員。

(松岡委員) 多分、研修とか講座は本当にいろいろとやられているでしょうし、そういうことだけではもう協働に対する、さっきの熱意とか、何でやるの?とか、それをやったほうがいいんじゃないですかというふうに職員自身が思っているのかなと、済みません、私は現場で協働事業もやっているのですが、ちょっと思うこともあります。これは協働事業ですよというふうに言っているながら、協働って何?ということとか、やっている意味が、それぞれにとって益だよということ、それは研修を受ければいいものでもないし、ハンドブックを見ればいいものではなく、現場で本当にそれを感じないと、どんなに研修しても何しても響かないのです。こんないろいろなことが世の中であって、もう行政だけでは無理、市民もそれぞれの自治会とかそういう単位でやっていくのでは無理というふうに今、本当に突きつけ

られているのに、結局こういうものに全然何も反応しないということは、そこではないところで、本当の意味で今考えていかなければいけないことというのが現実問題としてはいろいろな場面で出てきていて、それに対する動きがないわけではないと思うのです。それは別に市民、行政、企業ということではなくて、小さい単位だったり、全然違う形で動いている人たちもいるのです。それにもうちょっと着目しなければいけないのかなと思ったりもします。だから、こういうものに提案してこないよねと言ったら、それは何で？ということをやはり考えていかないとだめだなと、済みません、根本的なところをちょっと思ってしまうのです。研修も本当にしよっちゃうやっていると、いろいろな研修が来るし、うちもスタッフを出しますが、済みませんけど、それではだめなのです。研修を受けてきてオーケーではなくて、現場でそれをどうやって生かすのかというときの生かし方を、法人側もそうでしょうけれども、行政側もそこをしていかないと、全然育たないのです。

さっき、若手の職員の話がありましたよね。もう若手の職員とかベテランというのではなくて、そこはもうごちゃ混ぜにして、そこがお互いによさを引き出すようにしていかないと、よく担い手がいないということを言いますよね。では、担い手に全て託すの？って。あなたは全部手を引くの？といたら、そうではないわけですよ。だから、そういうことはもうどこに行っても聞くわけですよ。担い手がいない、どうしようと。では、本当にどうしようと思っているのだったら、もっと任せたらと思う場面も結構あるわけです。任せないくせに、これは削除ですが、そういう上っ面なところで話をしている、こういうことにどうやったら皆さんは関心を持つのかということではなくて、何のためにこれを行っているのかという。いろいろな団体がいろいろなことをやっていますが、これで落ちてしまったところもいっぱい頑張ってやっていることが今、聞こえてくるわけです。別にこれに応募して何件にならなくても、それは見えないところで実はやっています。もう少しそういうところに目を当てるとか、日の当たるところにはいつも日の当たる団体ばかりで、同じようなことになってしまうのだけれども、もっと日の当たらないところに目を当てるのが本来やるべきなのだけれども、同じところばかりが出てしまうというジレンマ、自分も含めてです。今、拠点をやっていますごく思うのは、もっと違うところと何か出せればいいのに、どうしても出てくるのは同じようなところだしということになってくると。まとまらないけれども、済みません。

(中島委員長) 坂倉委員。

(坂倉委員) 余りわかっていないから勝手なことを言いますが、ハンドブックがあるのはすごく大事なのですけれども、やはり面倒くさそうに見えますよね。申請しなければいけないとか何とかしなければいけないとか、何か判断されて、いいとなったら契約してみたいな、それを本当に守る必要があるのかみたいところは考えたほうがいいのかなど。本当に協働事業をいっぱいふやしていきたい、別にこれは単年度でもいいのですよね。すごく実験的なものをして、だめだったらやめればい

いじゃないですかとか、そういうことを考えると、何か一律の仕組みをつくるよりも、担当の職員に予算をつけてしまえばいいと思うのです。それで成果を出したいのは職員じゃないですか。だから、自分の範疇で成果を出してくれる市民の人と話して、それはいけそうだから50万円つけようと言って、翌月からやりますぐらいの、その代わり3カ月でちゃんと成果を出してよみたいなのをがんがん回せるような仕組みのほうがいいのではないですか。そうしたら、10件、20件はすぐふえるのではないかという気がします。

(中島委員長) ありがとうございます。では、治田委員。

(治田委員) 私は、研修はやったほうがいいと思うのです。やはりいろいろな考え方とか、あと、時代の変化によって、そういった制度をどのように使っていくのかというのは共有したほうがいいと思っていて、それすらやらなくなったらそういうものは伝わっていかないのではないかと考えています。一方で、この協働の仕組みは、私もすごく面倒くさいと思うのです。協働契約もとても面倒くさいので、私たち事業者としては余りやりたくない。むしろ、そういうやり方でなくても、お互い紳士協定を結んでちゃんとやれるのであれば、そのほうがいいと。とはいえ、結局、制度としてあるかないかに価値があって、使われるか使われないかに価値があるということにならないほうがいいのではないかとはいいます。ただ、できてしまった以上、数字は求められるから、そこはすごく難しいと思うので、そのところをどう市民がそれを使いこなすかということになっていくのかなど。要は、文化的なものというか、そういう理解をふやしていくということかなと思っています。

一方で、私たち支援側からすると、市民活動とか、それからビジネス、大したビジネス、大きい小さいという意味ではなくて、何らかの形で地域に対して何かやりたいという人はふえていると私は思っていて、別にこの協働に引っかけからなくてもやっている人はたくさんいるのです。先ほどの事例でいえば、地域ケアプラザの人がいろいろと意識改革をしてきている一方で、私たちもいろいろな地域をヒアリングしていく中で、今はサービスBの取り組みをするのに当たって、横浜市さんの制度の仕組みは結構大変で、地域ケアプラザとも連携しなければいけないし、もう既にそこで協働が始まっている、地域ケアプラザもしょうがないからNPOとやっているけれども、その中で得られているものもあって、知られるべき人に伝わっていないから埋もれてしまっていますが、意外といい関係性が実は起きていたりするのです。そういうことを共有できればそれで済むこともいっぱいあって、それも本当は協働だし、協働契約を結ばないととか、そういうことではないのではないかと、それはありなのかというのも聞きたいです。以上です。

(中島委員長) ありがとうございます。ちょっと私の仕切りが悪くて恐縮なのですが、今、皆さんに一通り意見、論点を提供していただいて、最終的にこの報告書をつくらなければいけなくて、答申しなければいけないのですが、そのときに、今、皆さんのご議論を聞いていると、森委員が最初に言ってくくださったように、協働

は、数字としては、これこれがありましたという成果は出ますが、それを評価するに当たって、共通理解としてもっと進められるのではないかというご意見が多かったと思うのです。もしくは、協働という数字の枠組み以外でも、ほかにもいろいろな協働の形があって、多様な協働の形があるのではないかというご意見だったように思うのです。ですから、最後のまとめ方というか、議論すべきところとしては、振り返りの評価はきっと、成果を上げてこういうことができましたという、どちらかというところと肯定的なものになると思うのです。協働の取り組みの評価と言われたときに、このように数字が出ましたというか、アウトプットの事と、でも、さらにそれに対してこういう課題があるのではないかという課題、前はそれをアンケートであったり、いろいろな意見を聞いて課題を挙げたのですが、森委員が挙げてくださったように、私たちが資料を見て、課題も挙げられるのかなと思いました。課題を受けて、課題から、今後の横浜市の協働というのは、今まさに皆さんが議論してくださったように、こういう協働のあり方もあるのではないかとかこういうこともすべきなのではないか、それは最初に言った、より協働が進んでいくためにはということにつながると思うのですが、これは勝手に私がそのような議論を進めていくといいのではないかと思います。

多分、今、皆さんが熱心に議論してくださったところは、今後の市民協働のあり方というところにごく結びついていて、そのためには市の職員のあり方であったりするのか。ほかの協働の制度を掘り起こしていくのかな。特にケアのところとかは、トゥーマッチコーディネーターと言っていますが、コーディネーターという名前がつく人だらけで、コーディネーターは協働につきものですが、池田委員がご専門だと思いますけれども、それをどう整理していくかというところもすごく……そもそもコーディネーターのなり手がいないということも切実な問題になってきてしまっていますが、そういう協働というものが非常に期待されるし、私たちの生活にごく密接にかかわってくる中において、協働をどう進めていくのかみたいなのも、この3年間で一番環境が変化したのかなと思っています。

済みません、また繰り返しになりますが、1番目の評価というのは、淡々ときちんと成果を判断して、それを共有できるようなことにするというのと、取り組みの評価というのは、評価しつつ、課題につながるのかなと思いました。3番は、皆さんのご意見、知見を生かして、これは議論を深めていくところなのかなと、皆さんの今までの議論を伺って思いました。

鈴木委員。済みません、もう自由に発言して下さって構いません。

(鈴木委員) 論点が合っているかどうか。遅参して申しわけありません。この市民発意の事業数が出てこないという件だけにコミットして、知りたいのは、どうやってこの市民発意の事業を募集しているのかということなんです。そのやり方が、楽しくやっているのか、それとも単純に、条例でありますから手を挙げてくださいと文書で通知しているのか、そのあたりはどういうやり方でやっていらっしゃるのです

か。

(事務局) モデル事業につきましては、この資料2-2の3ページ目でございますが、まずは、鈴木委員がおっしゃった楽しくというか、積極的になっていただくためのスキルアップ道場というものを行って、協働のやり方とか、どんな成果が生まれるのかといったこととお話しいただきながら講座を行いました。また、助成金説明会でも、単にこういう制度ですよというだけではなくて、スキルアップ道場にご協力いただきました市民セクターよこはまと治田委員のマスマスに、ここでも協働とはこういうもので、このように進めていくとこんな成果がといった話をさせていただいております。あとは、行政的には、情報の伝え方としては、区連合町内会などに出ていって、こういう事業を始めたので、地域課題を行政とともにということをお考えの方はぜひご活用くださいといったアナウンスをしております。こちらは、おっしゃるようなものでは、事務的な分類になっております。

(鈴木委員) 区連合町内会からアイデアが出てきそうな雰囲気は余りしないのですが、これは私の一方的なイメージかもしれませんが、済みません、すごく思い込みで言ってしまうと、市民協働は90年代ぐらいから横浜市の中でわーっと盛り上がってきましたよね。当初よりも、実は物すごく高度なことを議論しているのではないかと私は何となく思っていて、要は協働事業、協働契約と、物すごくレベルの高い話をしていると思うのです。他の市町村に比べると、物すごくレベルの高いいろいろなことをやっているのですが、そういうことができる団体は一朝一夕に育つわけではなくて、だんだん経験を積んで、今やっぺらっぺらの方には本当にレベルの高い活動をされていると思うのですが、一方で、その下のレベルの掘り起こしみたいなこともずっと続けていかないと、数もふえてこないし、新しくやりたい人は多分、既存の団体に入ってやりたいという人よりも、自分でやりたいと思う人が多いと思うのです。そのあたりの掘り起こしのときに、割とレベルの高い話を道場で聞くのか、それともアイデアを持ち寄りましょうみたいな感じでふわっと集まって楽しく交流してというところから始めるのか、これは大分違うのではないかと。いろいろなサポート事業の中でも、初めの一步コースみたいなものをやり続けないと、だんだん顔ぶれが固定化していって、新しい人の参入が得られないみたいなものも、苦勞としてほかの自治体でもあつたりしますから、もしかしたらそういうハードルを下げ、市民協働って何？というところからでもちょっとやってみたいよね、もしかしたらそれは市民グループだけではなくて企業とか、地域のローカルな企業でも、営利ではないけどいろいろなことをやってみたいとか、そういう人たちがもしかしたらいるかもしれない。私は、今の行われている市民協働を全く否定するつもりはなくて、ほかの市町村に比べて物すごくレベルの高い事業をやっている、それは物すごく大事だと。でも、裾野のところちょっと気になるというか、新しい人は狩りに行かないと中に入ってきてくれないのではないかと、資料を送っていただいて何となく思っておりました。

(中島委員長) 池田委員、お願いします。

(池田委員) 今のお話しにも関連するのですが、ちょっとわからないので教えてもらいたいのですけれども、例えば市民の方でこういう活動をしたという人がいたときに、相談する窓口はどちらになるのですか。

(事務局長) 私どもの制度でいけば、区民活動支援センター、市民活動支援センターもそうですが、あと、区の社会福祉協議会も当然、そういう活動の支援をなさっているところになります。区民活動支援センターにつきましては、今、簡単に言うと、機能を変えようと。今までは生涯学習を支援する、自分たちの活動を支援するということから、地域の取り組みまで視野が広がるような、そういう働きかけを区民活動支援センターでもできないかということで、今、松岡委員の話になりますが、センターの職員の研修もより充実してやっていっているところです。市民の皆様も、市の職員、センターの職員も、小さくてもいいので、成功体験を積み重ねることによって次のステップに行けるのではないかと考えております。ですから、研修するときも、ただ形だけではなくて、実践して何ぼというところで取り組みが図られていければと考えております。

(池田委員) ありがとうございます。区社会福祉協議会も活動支援センターも、例えばボランティアだったら、ボランティアしたいときはボランティアセンターに行けばというところはわかりやすいのですが、何か活動したいと思ったときにどこに行けばいいかということをもっとPRしたほうがいいのかと感じています。そこで本当に小さな、活動というか思いでも、そこに寄り添える人をいかに育てるかというところが、これをこれから広げていくためのポイントになるのかなと思っています。

あと、コーディネーターの話がありましたが、有給で地域支援ができるコーディネーターは、地域ケアプラザと区社会福祉協議会と、行政の職員もそうかもしれませんが、それぐらいしかなくて、非常にやりがいのある職種だとは思うのですけれども、一方で定着率が非常に悪いという状況もありますので、研修を打ってくださっているという話がありましたが、本当にそこは定期的に何回も繰り返してやっていただきたいなと思います。地域ケアプラザとか区社会福祉協議会とか地区を担当している行政の職員は、地域の課題を把握して、それを地域の人たちにいかに自分たちの問題とっていただいて、それに取り組む意識づけができるかということからやっているのです、非常に時間がかかるのです。一方で、このタイミングでこういう支援があれば一気に進むとか、そういうこともありますので、常に新しい情報を持っていることがコーディネーターとしては非常に大切なのかなと思いますので、ぜひ情報提供ができるような仕組みは残しておいていただきたいなと思います。

(中島委員長) 林委員。

(林委員) 直接きょうのテーマとちょっと違うのかもしれないのですけれども、先ほ

ど、こういう応募の中で区連合町内会がというような話がちょっと出たのですが、実際に我々が今、私が所属しているのは旭区なのですが、19連合あるのですが、その中で、各地域において抱えている課題、問題、それらを持ち寄りまして、それでこの連合会の中で勉強会をしまして、それを行政あるいは関係機関といったところに、この19連合、旭区連合自治会町内会連絡協議会として話をするという活動は今、既にやっています。それで、これは別に補助金とかそういうことはなしで、なかなか一つの自治会とかそういうところでは動けないと。ですから、それを全体で集まったところでやりましょうということで、今、例えば横浜高速鉄道の早期着工とか16号線の拡幅とか、あるいはバスウェイをつくってくれ、右折ラインをつくってくれと、国土交通省に言って、現実に旭区の中の一部ではそれが実現しております。それから、例えば道路の拡幅によって川が邪魔している、橋が邪魔している、それを改善してくれ、そういったこともやっていますし、小学校の廃校になった跡地利用について強力に申し入れをしています。それから、今、一番あれなのは、例えば選挙投票所を、朝の6時に開設して、夜の8時までやって、それからまた開票順に持ち込む、そういったものの時間短縮をしてくれという申し入れもやっておりました。そのようなことは連合自治会として、旭区としては活動しているということを知っておいてもらいたいと思うのです。ちょっとこのテーマとは違って申しわけないのですが、自分が関係しているので話をさせてもらいました。

(中島委員長) 松岡委員。

(松岡委員) 今、お話を聞いていて、市民活動の中でももう本当にプロで、行政と渡り合っていける団体が現実にあると思うのです。それは自治会だったり、あるいは各分野であると思うのです。そこがやる仕事と、さっきおっしゃった、まだ芽が出ていない、でもやってみたいのだけど、どうしたらそれができるのだろうかといったときに、そこは一緒に育ててくれる人がいなかったら育たないのです。その分野が、本当に両方あると思うのです。だから、もう本当に対等にプロとしてやれる市民団体のところと、まだまだただ芽がある、その芽があるところをどうやって見つけていくかということが、もしかしたらこういう協働事業で、育てていくと言ったらいいのでしょうか。最初からできるわけではない、制度のこともわかっていない、ただそれをわかることで大化けしていく団体が、私たちもそうだったし、子育て支援の団体とかみんなそういうところがあったのですけれども、そういうことは絶対必要で、さっきおっしゃったそういうところも同時にやらないと、そのところがちょっと。出ているんですよ、出ていると私は思っているのですが、そこはどうやって。では、さっきおっしゃった、そこはどこに行けばいいんだといったら、区民活動支援センターに相談に行くといったときに、そこをキャッチできるのかしらという。実はまだ芽が出ていない人たちは何人もいて、うまくキャッチできなくて、私はそれを聞いているのもあるので、そこで違う形はどう？と

いうことをご案内もしたのだけれども、現実問題として、相談に行った先でそれがキャッチできなかつたら、本当にもったいないことですよね。もうこれは私は結構、何度も言っているかもしれないのですが、区民活動支援センターというところがそういう場でないと、そこにせつかく行っても埋もれてしまうことがあるのではないかと思うのです。だから、それは同時に考えていかなければいけないことで、この委員会としては、その両方に目を当てることを、では、それはどうやってやったらいいかという具体的なところではないかと思いました。

(中島委員長) ありがとうございます。鈴木委員がご指摘くださったように、横浜は進んでいる、でもこの先ももっとできるのではないかということで、鈴木委員のご発言ではと思ったのは、条例の中に市民等という言葉がありました。でも、企業とかは余り今までの議論には入ってこなかったのも、皆さんのご議論を聞いて裾野を広げるという、その裾野を広げる対象はどういう、いろいろな方が今ご議論されたと思いますけれども、というのも課題の中の一つなのかなとも思いました。あとは、池田委員がご指摘してくださったように、たくさんある中で、支援する担い手の問題とか、裾野を広げても、それが実際に協働に結びつくためにはいろいろなメカニズムとかプロセスがあつて、それを支える人たちも含めてきちんと支援しないと、先ほど森委員が言われた、協働がふえること自体にはつながらないと。では、逆算して協働がふえることとか、その次段もちょっと議論が必要かもしれませんが、協働が当たり前になる社会にすることを考えると、いろいろと取り組むべきことが見えてくるのかなと。

1時間ぐらい議論しているのですが、これからの進め方、先ほどのスケジュールとしては、次回の12月の委員会なのです。3年ごとの振り返りについて中間まとめをご提示いただいて、それについて議論することになっていますが、今後の進め方の今時点での青写真というか、どのように思われているか、ここで共有しておくことはあるかというか、何か事務局でありましたらお願いいたします。きょうの議論を受けてでもいいです。

(事務局) 委員長。

(中島委員長) お願いします。

(事務局) 次回の中間まとめということですが、本日いただいたご意見を事務局でまとめまして、ある程度、幾つかの論点に整理できると思いますので、その中で、私どものまだ説明の不足していた部分も入れながら、説明も加えながら、次の議論をしていくという形はいかがでしょうか。

(中島委員長) わかりました。多分、時間が限られた中で皆さんご発言してくださったと思いますので、また皆さんのご議論を聞いて、こんな意見もあるということがあつたと思うのですが、それを提供させていただくような仕組みもつくっていただけるといいかなと。委員の皆さんには負担になりますが、もしある場合は……

(事務局) かしこまりました。メール等でご意見をいただくということでもよろしい

でしょうか。

(中島委員長) それを一度、事務局から投げかけていただいて、それに返す形にしてください。

(事務局) かしこまりました。

(中島委員長) リマインダーになって。あと、もしいつまでにというのも必要でしたら書いていただければ、それは決めてくださればと思います。

(事務局) かしこまりました。ありがとうございます。

(中島委員長) 皆さん、よろしいですか。ありがとうございます。では、予定していました時間になりましたので、本日の議論はここまでとさせていただきますと思います。次回以降、今のように、検討していただくことをまとめてくださるということですので、何かお気づきのことがありましたら、事務局にメール等で連絡してください。

休憩をとります。では、5分間の休憩です。再開は8時ちょうどをお願いいたします。

(休憩)

ウ よこはま夢ファンド登録団体の抹消について

(中島委員長) では、再開させていただきたいと思います。次の議題が、ウです。よこはま夢ファンド登録団体の抹消について、及びエ、よこはま夢ファンド助成金交付審査結果についてですが、一般に公開する前に、委員会において公開で審議しますと公平性に欠けるおそれがありますので、この2つの議題については非公開とさせていただきたいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

(中島委員長) では、ご了承いただきましたので、この2つの議題については非公開とさせていただきます。大変恐れ入りますが、傍聴者の皆様、ご退席をお願いいたします。

《これより非公開議題のため会議録の公開はありません》

(2) 報告事項

ア 市民協働推進センター運営事業委託の事業者選定について

(中島委員長) では、これより報告事項に移ります。ア、市民協働推進センター運営事業委託の事業者選定について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、資料5をご覧ください。市民協働推進センター運営事業者の公募状況について、現状をご説明させていただきます。前回の推進委員会の後、7月25日より募集要綱を公表し、公募型プロポーザル方式による事業者選定を開始しました。そして、8月30日に参加意向申出書を締め切っております。応募件数につ

きましては、公平を期すために、本委員会でもご報告は控えさせていただきます。ご了承いただきたいと思えます。今後は、提案書の受け付けを10月18日に締め切り、11月15日に市民局職員を中心としたプロポーザル評価委員会で提案の評価・審議を行い、年内には受託候補者の特定を行う予定です。選定結果につきましては、本推進委員会でご報告させていただきたいと考えております。ご報告は以上です。

(中島委員長) ありがとうございます。では、この件に関しまして、委員の皆様、ご質問等がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

すごく細かいことで済みません。最後の12月の受託候補者の特定というのは、どういう意味でしょうか。

(事務局) このプロポーザル評価委員会の結果を、市民局内の業者選定委員会でもう一回諮りまして、契約の交渉の相手方として特定するという表現になっております。

(中島委員長) なるほど。契約の交渉の結果、契約に至らないこともあり得るのですか。

(事務局) 先方からお断りされれば。そういうことはないとは思いますが、その後に双方で委託型の協働契約を締結いたしますので、その交渉をさせていただく予定です。

(中島委員長) わかりました。ありがとうございます。皆様、よろしいですか。では、次に進めさせていただきます。

イ よこはま夢ファンド登録団体助成金の増額または減額する金額の設定方法について

(中島委員長) 続いて、イ、よこはま夢ファンド登録団体助成金の増額または減額する金額の設定方法について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、資料6-1をご覧ください。先ほど、よこはま夢ファンド助成金交付審査結果について審議いただいたときにご説明いたしました、登録団体助成金の審査基準や団体へ交付する基準額の考え方は、部会及び推進委員会で審議・決定したものです。現在は、先ほどご覧いただいた募集要綱にのみ明文化しております。また、増減または減額については、これまでの審査の中では部会委員の話し合いによるということにしておりましたが、会を重ねる中で、その増額または減額について目安が見えてきた状況でございます。つきましては、今後この基準などを、これは仮称でございますが、審査要領として明文化していきたいと考えております。さきの8月の部会におきましては、その前段階といたしまして方向性を改めて協議いたしましたので、ご報告させていただきます。

資料の2の、明文化の方向性をご覧ください。(1)の審査基準や(2)の団体基準助成額の設定方法につきましては、先ほどご説明したとおりで、現行のままとしていきたいと考えております。(3)にあります、増額または減額する際の金額ですが、先

ほど申し上げましたとおり、現在は基準を設けず、部会での話し合いにより金額を決定しておりますが、今後は増減の幅を設定することとしたいと考えております。ご説明は、次の資料6-2の図もあわせてご覧いただきながらお聞きいただければと思います。まず、増額の場合でございますが、団体が活用希望寄附金額よりも増額して申請する場合は、今までは上限は特に設けてはおりませんでした。今後は基準額の2割増しまでとしたいと考えております。その申請段階で増額の上限を設けることとしたいと考えております。そして、審査により増減の対象となった場合は、この2割増しまで認めた申請額を上限として、具体的な金額は部会で審査して決定したいと考えております。減額の場合は、基準額の1割を下限として、具体的な金額は部会で審査の上、決定したいと考えております。

今後は、今日のご意見も踏まえて審査要領（案）を作成し、次回の部会及び推進委員会でご審議していただきまして、令和2年度第1回の助成金から適用していきたいと考えております。

ご説明は以上です。

（中島委員長）ありがとうございます。では、これにつきましても、池田委員、何か補足がありましたら。

（池田委員）特にございません。

（中島委員長）ありがとうございます。では、委員の皆様、何かご質問はありますでしょうか。坂倉委員。

（坂倉委員）教えてほしいのですが、団体への活用希望寄附というのは、その団体に使ってくださいと寄附をしてくださる人が存在するということですよね。

（事務局）そのとおりです。

（坂倉委員）すごいですね。団体によっては多くの寄附を使ってくださいという寄附者の人がいらっしゃるということなのですね。

（事務局）はい。その団体さんも、このよこはま夢ファンドを活用して、寄附を下さいというような、独自に寄附の募集の取り組みをされていらっしゃいます。このよこはま夢ファンドの登録団体助成金を活用されている団体さんは、そういう団体さんが多く見られます。

（坂倉委員）直接団体に出すのではなくて、このよこはま夢ファンドを通して寄附をすることのメリットはどのようなところにあるのですか。

（事務局）このよこはま夢ファンドは、ふるさと納税制度を活用しておりますので、寄附者の方にとっては所得税とかの減免、企業様については全額損金算入というメリットがございます。

（坂倉委員）そうなのですね。多くの寄附を出している人はどういう人なのか。

（事務局）かなり多くの方にご寄附いただいているのですが、お聞きするところによりますと……

(坂倉委員) 1 団体、1 社ではないということですね。

(事務局) そうです。

(坂倉委員) いろいろな人が出していると。

(事務局) はい。これは寄附金額について上限がございませんので、いろいろな金額の方がいらっしゃるのですが、主には団体の活動趣旨をご理解されている方だとお聞きしております。

(坂倉委員) 指定寄附をするときに、指定される側の団体はどうリストアップされているのですか。

(事務局) ホームページ上に登録された方のリストを掲載しております。現在、216 団体にご登録いただいております。

(中島委員長) 池田委員、お願いします。

(池田委員) 今回、審査のときに調べたのですが、各団体でホームページを持っているところは、その中でよこはま夢ファンドの紹介をして、ご協力お願いしますというような形で周知もしているということです。

(坂倉委員) 何か仕組みができてということですね。それで、聞き逃してしまったのかもしれないのですが、2割に設定しなければいけない理由はどういうところにあるのですか。

(事務局) これまで、この増額・減額という制度を設けた後に受け付けている中で、この申請金額が団体への活用希望寄附に比べてとても、例えば2倍とかそういう金額で申請されてくる団体さんもいらっしゃいます。また、基準を設けたのは、実は基金の残高の中でも、この増額する部分につきましては、坂倉委員におっしゃっていただいた、希望団体とか希望分野を特定していない寄附を活用しておりました。そこも、そこまで多く潤沢な原資がないので、このような基準を設けることにいたしました。

(坂倉委員) なるほど。自分の希望額が上回ってしまったけど160点以上だった場合はそうなるということですね。

(事務局) あくまでも、増額して交付する場合も申請金額を上限としておりますので、この場合ですと団体への活用寄附が基準額となりますので、申請金額と活用寄附の差額が160点以上ですと増額の対象となります。

(坂倉委員) わかりました。活用寄附のほうを上回った場合は青天井なのですね。

(事務局) ただ、それも、活用寄附は年度を越えてずっと積み上げておりますので、次回に回すということなので、具体的に言いますと、例えば200万円の活用希望寄附があって、今回120万円の希望があれば、そこで120点以上になれば、希望寄附が交付決定になるということになっています。

(中島委員長) 途中でごめんなさい。私がよく理解できていないのですが、ここの文言で、(ア)に、登録団体が団体助成基準額より多く申請する場合とあるのですが、団体基準額は申請した後でわかるのではないですか。

(事務局) もう既に申請するときにご案内をしていますので、自分で、団体が幾ら積み上がっているかはお示しします。

(中島委員長) ということは、でも、多く申請する場合は、基準額の2割増し、なるほど。ではもう申請する段階で、2割増しまでしか申請してはいけませんよということですか。

(事務局) はい。この改定といえますか、今回の明文化による基準の定めによるとそういうことになります。

(中島委員長) でも、基準額が示されているのに、助成申請額のほうが多い場合は、実際、今まで意味があったのですか。

(事務局) 希望としては、我々はいいい活動はしているのでぜひプラス増減を欲しいという形で、応援する意味でプラスで増減で申請していただく団体さんはございます。

(中島委員長) でも、実質的には、さっきの説明だと、基準額はいずれか少ないほうで決めていたと言っていましたから、必ず少ないほうになっていたわけですね。

(坂倉委員) 160点以上とれることを前提に倍出しておけば、いい活動なのだから、自分のところに集まっていないけど、倍出してくださいねということですよ。

(事務局) そのとおりです。

(中島委員長) 減額の場合は、当然ですが、基準額があって、1割を下限として減額するとわかったのですが、増額の場合も、初めから基準額の2割増しまでは増額するけどと言っておけばいいような気がするのですが、そういうわけではないのですか。希望しないと増額はしないのか。なるほど。わかりました。

(事務局) 今後は、申請段階での上限にもなっていくということになるかと思えます。

(中島委員長) わかりました。希望しないと増額はしないのですね。幾ら点が高くても、希望していなかったら増額はされないということですね。

委員の皆様よろしいですか。では、よこはま夢ファンド登録団体助成金の増額または減額する金額の設定方法については、これで終わりにさせていただきます。

ウ よこはま夢ファンド登録団体の決定について

(中島委員長) 続いて、ウです。よこはま夢ファンド登録団体の決定について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、資料7をご覧ください。このよこはま夢ファンドの団体登録につきましても、市で団体登録要綱の要件に照らして審査を行って、登録団体を決定した結果を部会及び推進委員会にご報告しております。前回の推進委員会で報告した後に登録申請があった団体は、資料7にあるこちらの2団体でございます。これらの団体については、横浜市でよこはま夢ファンド団体登録要綱に基づき審査し

た結果、2団体とも登録となっております。この団体の一覧につきましては、ホームページ等で公表しているところです。ご説明は以上です。

(中島委員長) 池田委員、何か補足はありますか。

(池田委員) 特にないです。

(中島委員長) 委員の皆様、何かありますでしょうか。ありがとうございます。

エ 平成30年度横浜市市民協働条例に基づく市民協働の取組状況報告書について

(中島委員長) では、続きまして、エです。平成30年度横浜市市民協働条例に基づく市民協働の取組状況報告書について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) ご説明いたします。先ほどの条例の振り返りのところで、ほぼこちらも言及させていただいておりますが、毎年、市内の市民協働の取組状況報告書をこの時期に作成しております。内容につきましては、1のはじめには根拠条文を載せております。2の市民協働の取組状況につきましては、平成30年度は市民の皆様と協働により取り組んだ事業が200事業。200事業のうち、協働契約を締結して実施した事業が25事業60件。また、そのうち、先ほども議論いただきました、条例第10条に基づいて実施した事業が2事業2件となっております。3の市民協働を推進するための取組は、先ほどの諮問のところでご説明した内容ですので、ご説明を割愛させていただきます。

裏面の4、横浜市市民協働推進委員会。こちらにつきましては、平成30年度に5回開催いただきまして、主な審議事項を含め、さまざまなご議論をいただきました。続きまして、5の協働契約を締結した主な事業紹介ですが、本編11ページから35ページに協働契約を締結した事業をご紹介しますが、その中から2事業ピックアップして、こちらに記載しているところです。今回は、ピックアップした事業ではありますが、ヨコハマSDGsデザインセンターの事業とか食品ロス削減プロモーション協働推進事業ということで、どちらかといえば、環境系の事業をここに載せております。ご説明は以上でございます。

(中島委員長) ありがとうございます。では、委員の皆様、何かご質問等ありましたらお願いいたします。お手元には今回の振り返りの対象になる28年度、29年度、30年度の報告書を全てそろえていただいておりますので、また改めてご覧になっていただければと思います。よろしくお願いたします。皆様よろしいですか。ありがとうございます。

(3) その他

(中島委員長) では、最後にその他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局) では、最後ですが、つながりのまちづくりフォーラム2020のチラシができましたので、こちらを1枚、添付させていただいております。冊子の最後です。今年度は2020年1月15日、横浜情報文化センターで開催いたします。今回は、先ほ

	<p>ども申し上げましたが、市民協働条例の振り返りと、あと実践報告1に、モデル事業と一緒にやっていただいております、のはらネットワークさんの取り組みも入っております。お時間がございましたら、ぜひお聞きにいらっしやっただければと思います。</p> <p>続きます、次回の日程についてご説明させていただきます。次回は、12月16日月曜日18時から、隣のセミナールーム1での開催となりますので、よろしく願いいたします。以上です。</p> <p>(中島委員長) ありがとうございます。では、全体を通して何かご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。ありがとうございます。</p> <p>3 閉会</p> <p>(中島委員長) では、以上をもちまして、全ての議事が終了いたしました。これをもちまして、第4期第2回市民協働推進委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。次回もよろしく願いいたします。</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1：令和元年度横浜市市民活動支援センター事業の中間振り返りについて ・資料2：《諮問》市民協働条例施行状況の振り返りについて ・資料3：よこはま夢ファンド登録団体の抹消について ・資料4：よこはま夢ファンド助成金交付審査結果について ・資料5：市民協働推進センター運営事業委託の事業者選定について ・資料6：よこはま夢ファンド登録団体助成金の増額または減額する金額の設定方法について ・資料7：よこはま夢ファンド登録団体の決定について ・資料8：平成30年度横浜市市民協働条例に基づく市民協働の取組状況報告書について